

食堂業務委託仕様書

埼玉県警察学校

1 履行場所

埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目804番地

埼玉県警察学校 食堂

2 施設の規模

(1) 厨房施設等（厨房、倉庫、事務室等） 384.48 m²

(2) 喫食スペース 567.00 m²

3 受託事業者（以下「事業者」という。）が負担する経費等

(1) 業務で使用する食器及び消耗品類に要する費用

食事の提供に使用する給食容器等については、別紙1「貸与給食容器等一覧表」の給食容器等を使用することとするが、必要に応じて事業者負担により持込使用を認める。

(2) 警察学校に設置された厨房設備及び器具等以外の備品等に要する費用

業務に使用する設備機器等は、警察学校が貸与する別紙2-1、2-2「貸与厨房設備等一覧表、厨房設備等配置図」の設備等を使用することとするが、必要に応じて事業者負担により持込使用を認める。

(3) 警察学校に設置された厨房設備等が老朽又は故障等により使用不能となった場合、一時的に使用する代替品に要する費用

(4) ゴミ処理に要する費用

(5) 厨房の清掃及び消毒等害虫駆除に要する費用

(6) その他業務に要する一切の費用

4 埼玉県警察学校が負担する経費等

(1) 食堂施設の光熱水費

(2) 食堂施設に設けられている既存電源コンセント及び電話配線の保全費用

(3) 厨房設備及び器具の保全費用

別紙2-1、2-2「貸与厨房設備等一覧表、厨房設備等配置図」記載のもの。

ただし、事業者の責めに帰すべき事情により修理が必要となった場合を除く。

(4) 喫食スペースに係る備品（テーブル及び椅子）

5 業務方針

(1) 基本事項

事業者は、警察学校内の施設における営業であることを理解し、厨房設備及び器具を有効に活用し、安全及び保健衛生に万全の注意を払い、利用者に対して良質、低廉、豊富かつ安全な食事及びサービスの提供に努めなければならない。委託者は任意に利用者から意見調査を実施し、結果を業者に示達する等、協力して業務の質の維持・改善に努めるものとする。

(2) 業務実施体制の確保

ア 事業者は、現場責任者(以下「責任者」という。)をあらかじめ指定し、常時1名配置するものとする。責任者には、事業者の正規職員として1年以上勤務し、かつ、集団給食業務経験を1年以上有する者で、調理師又は管理栄養士免許を有している者を充てるものとする。

イ 事業者は、委託者から、業務実施体制の確保の見直しを求められた場合、これに応じるものとする。

ウ 事業者は、委託者から、指定した責任者及び業務実施体制に疑義を提起された場合、これに応じるものとする。

6 業務内容

(1) 食事及びサービスの提供

ア 通常の営業

朝食、昼食及び夕食の提供

(ア) 1日当たりのカロリー及び各栄養素の摂取量は、厚生労働省が定める「日本人の食事摂

取基準(最新版)」にある推定エネルギー必要量に準じ「日本人男性ふつう 18～29 歳」2,600 キロカロリーを下回らないようにすること。

- (イ) 管理栄養士により、各栄養素量及び使用食材を表示した献立表を策定させること。
- (ウ) 献立表は、前記(ア)の1日あたりのカロリー及び各栄養素の摂取量を満たすことはもちろん、季節折々の行事食を勘案し取り入れるなどして創意工夫に努め、マンネリ化することのない、利用者の食欲が増進する魅力溢れる内容とすること。
- (エ) 食材については、良質かつ新鮮な食材の調達に心掛けるものとする。

イ 食物アレルギー者への対応

ウ 病人食等の提供

エ 弁当の提供

行事等における弁当の提供

オ 大規模災害発生時等に伴う食事の提供

大規模災害が発生した場合、最低7日間は学生数の食事が提供できるようにすること。

また、感染症等により給食提供が困難と発注者が判断した場合、代替給食の対応を行うこと。

(2) 通常営業時の配膳方法は、セルフサービス方式によるものとする。

(3) 食事の提供時間等

ア 提供日

月曜日から金曜日までの平日で、埼玉県の手休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日及び8月第2週頃の約1週間を除く日とする。

なお、4月及び10月については、県の定める休日において提供する場合がある。

イ 提供時間

朝食 午前7時00分から午前8時00分まで

昼食 午前11時40分から午後0時40分まで

夕食 午後6時00分から午後8時00分まで

ただし、上記営業時間外であっても委託者の要請があった場合は、その都度、誠実に対応するものとする。

ウ 給食実績数

令和7年度の給食実績数は、別紙3のとおりとする。

エ その他

上記のほか、提供日及び提供時間については、必要に応じて協議することとする。

(4) 混雑の緩和

事業者にあっては、混雑緩和に向けて最大限の努力をしなければならない。

(5) 食事代の徴収方法

ア 学生からの徴収方法

委託者が作成する食数状況表を注文数とし、喫食の有無を問わず、注文数の代金を委託者経由で翌月一括払いとする。

ただし、発注後の注文数の変更については、可能な限り、応じなければならない。

イ 教職員からの徴収方法

教職員が食堂を利用する際は、交通系電子マネー(Suicaと共通使用が可能なもの)による精算とし、事業者は精算設備を整えること。

(6) 価格の決定

ア 提供する食事の価格については、契約時に埼玉県警察学校と協議のうえ、定めるものとする。

イ 契約締結後において、提供する食事の価格が実情にそぐわなくなったときは、埼玉県警察学校と事業者が協議のうえ、変更することができる。

(7) グリストラップの適正管理を含めた日常の清掃、消毒、害虫駆除

7 営業条件等

(1) 法令等の遵守

事業者は、業務を誠実に履行するとともに、食品衛生法その他関係法令を遵守する。また、委託者の意見・要望を尊重し、警察学校食堂の品位及び秩序の保持に最善の努力をする。

(2) 名義使用の制限

業者は、自己の営業上の取引に関して、埼玉県警察学校の名義を使用してはならない。

(3) 管理責任

ア 事業者は、自らの責任において、前記4(3)及び(4)に掲げる物品を管理し、火災、盗難の予防並びに保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も埼玉県警察学校に対し一切の補償の請求を行わないものとする。

イ 事業者は、従業員の身元確認、健康管理、規律の保持、就業管理等、その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(4) 衛生管理及び安全管理

ア 事業者は、業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い、最善の措置を講ずるとともにその責任を負うものとする。また、埼玉県警察学校が衛生管理及び安全管理について改善を申し入れた場合においては、これを遵守し、速やかに対応する。

イ 事業者は、従業員が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合は、業務に従事させないこととする。また、その旨を埼玉県警察学校に対して、文書で速やかに報告するとともに、所管保健所に届け出ることとする。

ウ 前記ア、イのほか、業務における衛生管理及び安全管理に関連して異常と判断される事態が生じたときは、直ちに埼玉県警察学校に対して文書で報告しなければならない。

(5) 環境等への配慮

ア 地球温暖化の対策等を踏まえ、前記3(2)及び(3)の機器等は省エネタイプのものとする。

イ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）における環境物品の調達基本方針の判断基準を満たすこと。また、同基本方針に係る配慮事項についても可能な限り配慮すること。

(6) 秘密の保持

ア 事業者は、本業務の遂行上知り得た事項（書面等をもって埼玉県警察学校が業者に提供した情報及び警察学校の施設内で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）を、本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

イ 業者は、従業員に前記アを遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

(7) 事業者による契約解除

事業者は、本契約を解除しようとするときは、6か月前までに埼玉県警察学校に文書により通知しなければならない。

(8) 埼玉県警察学校による契約解除

埼玉県警察学校において公用若しくは公共用に供するために当該学校施設を必要とするとき又は業者が営業条件若しくは契約条件に違反したときは、埼玉県警察学校は契約を解除することができる。この場合、事業者は前記により生じた損害を請求することができない。

8 経理、決算、届出等

(1) 業者は、売上日計（月計）表、毎月の収支計算書、毎食の喫食数を埼玉県警察学校に提出する。

(2) 事業者は、埼玉県警察学校から求められたときには、その都度、必要な書類の提出に応じなければならない。